

第120回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：令和3年3月10日(水)14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 第3特別会議室 (Web会議併用)

3 出席者

座長	松尾 邦弘	
	江利川 毅	
	小野 勝久	
	梶田 信一郎	
	齋藤 誠 (Web)	
	高橋 滋 (Web)	
	南 砂 (Web)	
(総務省)	行政評価局長	白岩 俊
	大臣官房審議官	米澤 俊介
	行政相談企画課長	大槻 大輔
	行政相談管理官	飯塚 雅夫

4 議題

(1) 審議案件 (新規案件)

- ① 出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について一顔認証ゲートにおける証印 (スタンプ) の省略に伴う負担軽減一
- ② 有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証の返却・処分方法について

(2) 審議結果 (継続案件)

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について (第 118 回及び第 119 回付議案件)

(3) 結果報告

- ① 金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一 (第 115 回、第 116 回及び第 118 回付議案件)
- ② 標準報酬改定に係る決定書の教示事項について (第 117 回及び第 118 回付議案件)

(4) その他 (活動状況の報告)

育児休業給付金の受給期間延長申請について (第 118 回及び第 119 回付議案件)

5 議事概要

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な質疑は以下のとおり。

(1) 審議事案（新規案件）

出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について一顔認証ゲートにおける証印（スタンプ）の省略に伴う負担軽減

（松尾座長）

これまで、①②③（資料8ページ）のような掲示があるとは知らなかった。①の「帰国スタンプ（証印）は要りませんか？」というポスターは、ゲートの右側の方。左側の方にはない。

（局長）

当時はなかったということ。その後どうなったかということは今のところ確認できていない。

（松尾座長）

他も似たようなものだと考えて議論した方がよさそうだ。いろいろ案内はされているが、なぜ証印が要るのかという理由がここにいくつかあるが、いずれも結構重要な事項。帰国後、証印がないことによる問題というのは、一般論としては結構出てくる可能性があると思う。この場合、1ページの該当者は証印を押してもらうよう空港等で周知とある。これは空港だけなのか。それとも、外国に行って、帰ってくるときに飛行機の中で紙を書かされるが、そのときにパスポートに証印がない場合はこういうことができないとか、あるいは、こういうときに必要だという注意喚起みたいなものは、飛行機の中で旅客に渡していたか。そういう紙をもらった記憶がない。

（江利川委員）

もらったことはないと思う。

（梶田委員）

改めてこういうふうに問題として提起されると、こんな大事なことをみんな知っているのかという感じがしてしまう。

確認だが、1ページの枠の下に、同様の問題が全国で発生しているのではないかという話があるが、どれくらい発生しているのかというのは分かるか。それからもう一つ、今の説明で、実際にいくつかの手続で証印が必要だというのは分かったが、自分が入国する時にそういう問題に出くわすということを、どの程度の人が意識しているのか。その結果として、同じ問題がどの程度全国的に発生しているのかということ調べたデータはあるか。

(事務局)

具体的なデータとして把握はしていないが、私どもの行政相談で過去に同じような相談を受け付けたことはある。それから、各空港で同様の相談を受け付けているために、このような掲示をすることになったと聞いている。

(松尾座長)

もう一つ、仮に証印をもらわなくても、必要になったら後でもらえるというルートがある。この人の場合は遠方なので東京まで出かける時間がないと言っていて、それも苦情の一つになっているが、旅券に証印をもらうというのは、例えば、もらっていない人がもらおうとした場合、どういう手続になっているのか。何日ぐらいかかるのか。それが即日出てくるという話なら不便が緩和されるが、一週間お待ちいただくとか、事務手続である程度のかかる時間がかかるとなると、緊急に証明が必要な場合に間に合わなくなってしまう。

(審議官)

これは個人情報保護法に基づく開示請求になる。こういう内容だから開示は認められるにしても、やはり手続には時間がかかると思う。私どもでも日常的に開示請求を受けて、開示する、しないという決定をしているが、何日間かは必ずかかる。住民登録しなければならないというときに、これから開示請求をするということになると、かなりの負担になることが想像できる。

(局長)

郵送で出入国在留管理庁に送る、返ってくる、それだけでも4日。これに手続の標準処理期間がかかるので、おそらく座長のおっしゃる「即日」ではない。しかも印紙を貼ってという話になる。

(梶田委員)

何のためにIT化したのかということになる。技術的にはよく分からないが、ICチップか何かが入っているのか、旅券の中に。

(局長)

今は入っている。

(梶田委員)

その中に、いつ出入国したという情報が入っているのか。

(局長)

出入国年月日の記録は入っていないが、氏名や生年月日の情報が入っているので、少なくともそこから照会是可以する。

(梶田委員)

それをどこかで、行政機関の、例えば市町村の窓口の端末から行うことはできないのか。

(局長)

それはできない。

(梶田委員)

それは出入国管理事務所か何かでやらなければならないのか。それ以外は駄目だということなのか。

(局長)

マイナンバーと連携でもすれば別だが。

(梶田委員)

そうすると、かえって不便になってしまっている。いざという時に。

(局長)

そのときに気が利いて、その人が冷静に、私は免許証の手続を行う必要があるからと現地のわずかなエリアで判断して証印を取ってくれば極めて便利であるが、そうでなければ大変不便になっている。

(梶田委員)

行政の効率化には役立つが、こういう人がたくさん出てくると、これだったらみんな証印を押してもらった方がスムーズに運営できるという話になりかねない。

(審議官)

少なくともゲートを通るときには今までよりもスムーズになるが、入国してからこれらの手続が必要な人にはそのような面倒なことが待っているということを知らないのが問題、ということ。

(梶田委員)

もう一つ、2ページから3ページにかけて、各手続の中で証印が要るということがいろいろ書いてあるが、証印以外でも大丈夫だというのは、逆に言うと絶対に証印でなければ駄目というものは、免税と外国査証か。他の手続は、証印がない場合は他の証明で代替できるということなのか。書き方に微妙な部分がある。

(審議官)

外国に行って帰ってきたことが証明できればいいので、例えば航空券の半券でもいい、ということになっている。

(梶田委員)

それは関係省庁、大体そういう考え方か。他の証明書類があればよいということか。旅券の証印でなければ絶対駄目だというものはあるか。

(事務局)

説明を補足すると、1ページの(2)の転入届、今回はこの相談から始まっているが、転入届は自治事務なので、入国日の確認は自治体の判断になっている。したがって、13市町村の取扱いを見ると、運用がまちまちになっている。そのような実態を、総務省本省に対して投げかけてみると、現時点で証印の確認を省略するよう示すことは考えていないけれども、不都合が発生しているので、しっかり説明をしていかなければ

ばいけないというスタンスになっている。運転免許証については、所管の警察庁交通局運転免許課では、これまで都道府県警に対して考え方を示していなかったのですが、今後、どうしますかという照会に対して、今後は示していきたいということを言っている。年金は、関東管区局が調べた空港の写真を見ていただいたが、当時の段階で、証印が必要な手続を周知するためのポスターには載っていないが、年金局の立場からすると、記録を確認する必要があるパスポートの写しも、記録の確認のために非常に重要なものとして厚労省の通知に入っているのです、ここは省略することはできないというスタンスである。

(高橋委員)

先ほど梶田委員がおっしゃった話に関連するが、国民の利用の便に供するために IT 化したのに、逆に不便になってしまっている現状はやはり問題だと思う。当面は事務局が提示された方針で異論はないが、IC チップに記載された情報が、担当の方で、本人同意の下で、IC カードリーダーで読めればいい話で、法務省がそういうふうにシステムを変えればいいのだろうと思う。そういう長期的な話はどうなのか。

(事務局)

担当ベースで聞いている話になるが、現在の仕組みを変更するのは、費用がかかるのですぐには難しいという回答は得ている。

(高橋委員)

法務省は IT 化に後ろ向きで、取り組んでもいい話に取り組んでくれないところがある。お金がないということもあると思うが、政府全体の方針として IT 化に向けてデジタル化の話がある中で、これは問題だと思う。当面はこれでご対応いただくとしても、長期的には、IC チップが本人同意の下において担当で読めるようになればいい。入国の日付の情報を。それで簡単に手続が済むはずなので、その辺、法務省にそういう問題意識はないのかということを確認していただくと有り難いと思う。

(審議官)

今の高橋先生のご主旨を踏まえて法務省に当たってみたいと思う。IC チップを読み込むといった高度な方法もあると思うが、例えば証印のシールが出てきてそれを旅券に貼るということも含めて検討できないか、法務省に当たってみる。

(高橋委員)

よろしくお願ひしたい。

(局長)

高橋先生、今のご提案を念のために確認したいが、そうすると、IC チップを読む主体は、出入国在留管理庁の職員ではなく、自治体や免許証などの係官ということか。

(高橋委員)

そのとおりである。

(局長)

ということは、法務省のシステムに別の役所から入ってデータを照会するという
こと。システムについて、アイデアやご存じのことはあるか。

(高橋委員)

いえ、単純に考えたら、ICチップの中に入国の日付は別に入ると思う。そのICチップの中の情報が読めればいい。多分そこにセキュリティはかかっていると思うが、セキュリティを外せるところを役所の中で共有すれば、セキュリティを外して、本人同意の下でその部分が読めるようにすれば、入国の日付も読めると思う。

(局長)

なるほど。

(高橋委員)

健康保険証も運転免許証もそうなると思う。また、特に国家資格みたいなものをマイナンバーカードに入れるという話がある。あれなども結局、国家資格を読める人は、例えば医療機関とか、雇う側である、資格を持っている人を。だから、本人同意があれば読める開放型のシステムにできるはず。

(梶田委員)

この点素人だが、今出たマイナンバーカード、あれも基本的にはあまり見せるものではないが、あのICチップを使って、健康保険証として使おうということが進められている。あるいは、地方独自に、地域のいろいろな券を配ったりするのに使えると聞いたことがある。そういうことができるのであれば、この旅券のこともできるのかなと思う。素人考えだが。

(局長)

私もまさに素人だが、そうだと思う。ただ、マイナンバーカードには4情報しか入っていない。その4情報から他のシステムに連絡して、この4情報に関する情報を取って来られるという仕組みだと思う。旅券の場合は旅券のシステムが別途あるから、これをつなげないと。

(高橋委員)

マイナンバーカードのICチップの中には余剰の領域があり、その中には例えば国家資格の情報を入れたり、健康保険証の情報を入れたりできると思う。

(局長)

そのとおり。そちらは特別に措置している。

(高橋委員)

だから、余剰の領域に入国の情報だけを入れるように設計しておけば、入国情報だけを引き出すのであれば、それほどきついセキュリティをかける必要はないと思う。

(松尾座長)

資料を拝見すると、空港での入国審査待ち20分以内を目指して顔認証技術を導入したというわけである。その際に、今問題になったようなことが起きるといことは、

何の議論もなかったのだろうか。入国の審査待ち時間は目的を達したかもしれないが、そのほかに証印がないことによる不都合がいろいろ出てくる。そこについて議論はなかったのか。

(審議官)

少なくとも、「こういう手続が必要な人には証印が必要になる」という認識はあったはずで、それを系統的に解決しようということをどう議論したのかは分からないが、結果的にはシステム上で解決していないので、「別途証印を押してもらってください」ということを知らせる運用になったと思われる。

(松尾座長)

国全体としての効率性とか、あるいはいろいろな電子機器を利用した近代化とか、そういうことからすると、そこに影響することは目に見えていたと思う。少なくともこの大変大事な5つの機能(手続)が阻害されるわけで、そのあたりはどうするのか。こういう形でIC化されて、その情報を他でトータルとして利用できるか、あるいは利便性が損なわれるということならば、それは解決する技術があるのではないかと。今話が出ているように。この世の中でそのあたりを解決するのがそれほど難しいとは思わない。しかし、プライバシーの保護の観点から、出入国の情報に、他人が簡単にアクセスして、この人は何年何月に出て帰ってきたとかいうことが分かってしまうこと自体の是非も、またある。未来投資戦略で、入国審査待ち時間を20分以内とする、これは大変立派なことだが、そうすることで問題が起きる分野があることが、これを議論する方たちの中であつたのだろうか。閣議決定されたものであるが。もう少しトータルで考えれば、1ページにある、国外からの転入とか、免許証の失効とか、そういうことも含めて問題になってくるというのは、深く考えなくても出てくるのだろうと思う。国民からみれば、入国審査待ち時間は短くなったけれども、そのためにえらく手間暇かかる手続が残ったということになると、むしろ批判されるのではないか。

(審議官)

それぞれの手続を所管する省庁が利用者の方の矢面に立つことになる。厚労省の見解にも書いてあるが、旅券に証印がない場合でも、出入国在留管理庁に出入国記録の開示請求を行うことで対応し得るけれども、開示請求の手間や費用が発生して請求者の負担の増加につながるという認識は厚労省もお持ちである。各手続を所管している役所がこれについて将来的なことも含めてどうしていきたいのか、どうしていくべきとお考えなのかということも含めて、当たりたいと思う。

(松尾座長)

入国審査待ち20分以内ということを議論したときに、議論の中で当然何かあつたと思う。それによってこういう問題が出てくるということが。それについてはどういう認識でいたのか、認識がなかったとしたらどうするつもりなのか。これはどこで検討するのか。入管か。

(審議官)

閣議決定した時の各省協議についてどこまで深堀りできるか分からないが、手続を所管する省庁は利用者の方との関係で矢面に立つ立場であるから、今後どうすべきかの認識は確認できるのでは、と思う。

(齋藤委員)

ご相談内容については、いくつかフェーズがあると思う。直近のものとしては、一つは、証印が必要ないというものがあるのであれば、そのプラクティスを共有するのが大事だと思う。例えば、ご相談内容である転入届について、必ずしも必要ないというのが法解釈として問題ないのであれば、もちろんそれは先ほど事務局から説明があったように自治事務であるから、国が、一般に、こうせよという指示や勧告をすべきものではないと思うが、例えば技術的助言とか情報共有という形で、そういうことが広がっていく、広げる方向でサポートできるようにこの会議で後押しすることが大事だと思う。

もう一つは、現在の空港のプラクティスを伺っていて、座長からもお話があったが、帰国時には待ち時間が短い方がいいというのでそちらに並んでしまう人もいると思う。だから、証印がどうしても必要だという者は、多段階で、顔認証の方には行かないでということをもっと丁寧に周知する、あるいは広報方法を考えるという方向でお考えいただければと思う。それから、中長期的と言うか、大きな流れとしては、これまでお話があったように、せっかくデジタル化したわけであるから、本人同意があれば省庁間でデータを共有して使えるようにする。確かに、プライバシーの観点、あるいは個人情報の流出には留意しなければならないが、本人同意があり、なおかつ国及び地方の行政組織でそのデータを共有して使えるようにするという話だから、それぞれすり合わせて、ぱっと読み取れるようにする方向で後押しすることが必要ではないか。

(江利川委員)

私も話したいことはほぼ同じ。抜本的に対処するのは相当時間がかかる話なので、それはそれでやってもらう必要はあるとは思うが、当面は、入国の際の周知の仕方をもっと工夫して漏れがないようにするとか。先ほど座長からもお話があったが、飛行機の中で、物を持ち込むことについては書類を書いたりするが、こういう注意書きも併せて配ってもらうとか、とりあえずアナログに戻るような感じだが、とりあえずそこをしっかりとやってもらうことも大事だと思う。その両面で動いてもらう必要があるのではないかと思う。

(松尾座長)

総務省と警察庁、厚生労働省、それから法務省が話し合って新しい技術的なやり方を導入するか、あるいは了解事項を少し広げて、こういう問題が起きないようにするか、そういうことを話し合ってもらわないと、そこはこの行政苦情救済推進会議とし

ては、このまま放っておけないと、関係省庁でとりあえずこの問題を打開するための検討会くらいはやらないといけないというぐらいの話はできるのではないか。

(局長)

当面の話と、関係機関が話し合っただけの話と、それからシステムそのものの問題といった側面があるということ。そもそも、それぞれの手続において、証印で日付を確認することが IT 時代に必要な手続なのかどうか、何か御見解はあるか。転入届には本人が来ているが、なぜ入国の日付が要するのか。

(松尾座長)

住民登録などはそれがないとできないのではないかと。外国にいたりすると。

(局長)

今ここに、転入届を出す本人が出頭しているが。

(松尾座長)

だったらそれは、何らかの形で帰ってきているということと本人が立証すればいい。それは航空券の半券かもしれないし、いろいろなやり方がある。国全体としてどういうふうで解決するかということになったときに、国民に一番負担がかからないやり方を考えなければならない。

(南委員)

遅参したのでここまでの議論を十分伺わずに申し上げるが、デジタル時代にそういう出入りをパスポート上に証印を記す必要があるのかどうかということ言えば、転入届とは違うが、私、このご説明を受けて最初に思い出したのは、狂牛病感染の可能性があり、英国在住歴のある方の献血の制限という問題である。私の記憶では、確か 80 年から 96 年ぐらいまでにかけて英国に一日でも滞在したことがある方は、日本国内では献血することができないという規制。今は大分緩和されたと思うが、そういう規制があることが、国をまたいだ出入りの記録が自分の手許でも必要になる一つの例ではないかと思う。例えば今回の新型コロナにしても、SARS や MARS を経験している国の人に、新型コロナの免疫が交差免疫としてあるのではないかという議論が一方で起こっている。それがこの大量輸送時代にどれだけの意味があるのかは疫学者に聞かなければ分からないが、献血の制限の話の時は、自分が住んでいた時期に引っかかっていたか、多くの方がパスポートを見たと思うので、必ずしも本人の手許に出入国の記録がなくなるのが合理化と言っているのかなと思う。

(局長)

そのとおり。日付が要る場合がある。

(南委員)

日付が必要ではなくても、やはり記録がないと、始終渡航している人は紛れることはあると思う。

(局長)

旅券は、ICチップを照会すれば記録が出るようになっている。

(南委員)

なっているから要らないということか。

(局長)

転入届の方で、証印を必ず確認するという手続が要るのかということ。法務省でシステムを作ったとき、他の制度についても当然視野に入っていたと思うが、他の制度は他の制度で、証印をどう利用しているかを考えて、本当に必要か必要でないかを考えないと、いつまでも昔のままの処理になって、不要なものがずっと残ってしまう可能性があるので、申し上げた。

(高橋委員)

実は、転入届について郵便局でできないかという話を、総務省の自治行政局とした。そのときにはかなり厳しい対応であった。このご主張は、結局、マイナンバーの基本は住所を含む4情報である。だから、マイナンバーカードの信頼性を確保するには転入のところをしっかりと押えていないと、マイナンバー制度に対する信頼性が崩壊する、なりすましを排除するには、とにかく郵便局では駄目で、市町村の職員でないと駄目、そして、様々な書類や挙動などいろいろな点を見ながらなりすましを防止する必要がある、という説明であった。

(松尾座長)

いろいろやれば、プラス・マイナスが必ず出てくるという印象。ここでそのプラス・マイナスを全部チェックすることもできないので、この問題、表面的には非常に簡単だが、それが及ぼす影響をいろいろ考えると、とても一省庁に任せて検討してもらおうという話ではなさそうだという感じがするが、いかがか。

(審議官)

個別の手続での証印の必要性は省庁ごとに判断があるのだろうと思うし、転入届については、自治体が判断する範囲と総務省が判断する範囲があると思う。資料に載せた総務省の見解はつい最近来たばかりで、まだ精査したわけではないが、証印の確認を省略する対応は難しいと言っている。資料の9ページには、関東の13市区町村の対応振りを載せているが、このうち10市区町村は、最終的に本人の申出で決定している。証印がない人には、「航空券の半券はありませんか」、「チケットを購入したときのメールはありませんか」といろいろ確認しているが、それでも確認できないときは、本人のおっしゃるとおりの日付でいい、と運用しているよう。こういうやり方が許されないかどうかは、改めて当たってみる。

(局長)

梶田先生、この転入届の日付というのは、選挙権とか。

(梶田委員)

これはいろいろな権利義務に関係するため、以前どこに住んでいて今度ここに来ましたというのは必ず確認してもらわないといけない。問題は、証明書類を旅券にするのか、他の物でも代え得るのかということ。必ずしも旅券ということでもないと思う。
(局長)

梶田先生が先ほどおっしゃっていた、高橋先生もおっしゃっていた、日付がとても大事ということ。そして、その日付の前にどこに住んでいたかということなのだが、外国にいた場合には、外国にいたことが証明できればいいわけか。

(梶田委員)

私もあまり詳しくないのだが、基本的には、住民基本台帳を使っている。住民基本台帳にいつからどこに住んでいるかが載っている。だから転居したら必ず異動の届けをしてくださいと言っている。それとマイナンバーがリンクする仕組みだから、根っここのところはかなり厳格というか、実際にどの程度確認しているかよく分からないが、総務省としては、必ず旅券でなければならないということではないが、証明できるものにどういうものがあるのかは考える余地があるのかなという気がする。

(松尾座長)

なかなかすっきりした方向が出てこないように思う。出入りについては出入国在留管理庁だが、日本政府が、誰がいつどこにいるかという話をする場合は、出入国在留管理庁とは関係ない。したがって、個人の所在を、出入国を含めて、どのように国として把握する必要があるのかということについて、ある程度議論がないとならないのではないかと思う。この問題は、にわかにかうだということはなかなか言えない気がしている。そういうことで、この問題は一度法務省に戻してもらって、そのあたりはどういう認識かということ聞いてもらって。中心になるのは法務省と総務省だと思うが。時間の問題もあるので、この程度で。

有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証の返却・処分方法について

(松尾座長)

この問題はいかがか。資料の2ページに、①で、被保険者等が自ら処分できるよう、施行規則か何かを書くということが一つ提案されているが、これはどうか。このまますんなりこのとおりでいいか。

(小野委員)

この件、仮に回収した場合、各自治体がどのように処分しているかということが一つあるかと思う。ただ処分して廃棄しているのであれば、原案のように回収しなければならない理由がはっきりしていないと思って聞いていた。したがって特に問題がない、支障がないということであれば、事務局が考えたこの案でいいのではないかと思う。

(事務局)

補足したい。厚労省の担当課とのやりとりの状況だが、我々の考え方、このまま示しているわけではないが、小野委員がおっしゃった支障がなければというお話との関係だが、有効期限が切れたとはいっても身分証明書として使われてしまう場合があり得る。したがって、役所側として有効期限切れの保険証の返還を求めたいという場合も考えなければいけない、そういう場合以外は、被保険者自らが廃棄しても差し支えないというスタンスで構えたいというふうに聞いている。

(梶田委員)

保険証に有効期限が書かれているが、使うときには窓口でかなり念入りにチェックをしている。例えばお医者さんに行ったときに。従って、返却してもらわなくても特に支障はないのだろうと思うので、返却を不要にするか、あるいは、返却してもよし、自ら廃棄してもいいよとすることが考えられると思うが、今まで返却してくださいと言ってきたというのは、実質的な問題として、悪用というか想定外の利用をされることが心配だったということなのか。

(事務局)

悪用、誤用のおそれがあるということで返還を求めている保険者もあるが、四国行政評価支局の調査結果を見ると、管内95市町村中84市町村が有効期限切れの保険証を自分で廃棄する取扱いを認めている。また、高松市から聴取したところでも、有効期限切れの保険証を返却しなくても特段の支障はないという意見をいただいているので、可能性としては悪用、誤用のおそれは否定できないが、多くの保険者が、返還しなくてもリスクは高くないと考えていると思う。

(局長)

先ほどのご質問は、このあっせん文でいいのかという議論が含まれていたように思うが、「自ら処分することができるよう見直すこと」ではないのではないか、というご主旨か。「自ら処分することを妨げないよう」という方がよいのではないかという意味か。省令の規定は、市町村に返還しなければならないというマストの規定になっている。そのマストの規定がある限りは、実務の実態はともかく、大っぴらに、返さなくていいですよと高齢者の方に広報すらできない。そういうことで現に困っているということが論点だと思う。誰も利用しないものを返還させるという負担をさせるのはいかなるものか、ということが行政相談的な視点だと思う。そうだとすると、事務局が用意した資料は、文章的に稚拙かもしれないが、「被保険者等が自ら処分できるよう」ということで、例えば後見人でもいいと考えて「等」としているし、「処分できるよう」とは、できるようにするという権利規定を作るつもりはなくて、できるように見直してくれというだけなのだが。

(梶田委員)

今まで「返却してください」と書いてあったものを、もう返却しなくていいよという形にして、「自分で廃棄してください」ということを書く方法が一つ、それからもう一つは、「返却するか廃棄するか、どちらでもいいですよ」とする考え方があると思うのだが、この2ページの①の表現だと、もう返却はやめます、自分で廃棄してくださいと、今まで返却してくださいと言っていたものを全くひっくり返すというふうに読めてしまうという、それでいいのかどうかということか。

(局長)

そう認識している。

(齋藤委員)

方向性としてはこのあっせん事項で、今の議論があったように、法文の書き方、他の法令との平仄もあるかと思うが、実質的には自分のところで廃棄できるようにするという、今の自治体現場での多くのプラクティスが通るような形でやっていただければと思う。国の法令がそうなっていると、他の制度でも横並びで返却を求めるという書き方になっているものがあると思うので、ここで改めていただくことには意義があることだと考える。

(松尾座長)

表現として、「返却を不要とする」にとどめてしまうと問題はあるか。期限が切れてどう見ても使えない保険証を、もうそうなったら返却は必要ありませんよと言うと、それだけだと。

(局長)

クレジットカードも有効期限があるため、ハサミを入れてくれと言っている。一度新しいものを作ったら古いものは絶対使えないのだが、入れてくれと言っている。表見性と言っていいのか、色も変わっているため専門家が見れば分かるのだが、保険証が一定の信用の根拠になることがあるので、やはりご自身の責任で廃棄はしてほしいと制度側が言うことは、納得がいく気もするのだが、そこはいかがか。

(松尾座長)

それを付け加えるということか。自らの責任で廃棄すると。おそらく自ら廃棄してもらうのが一番早いし、合理的だと思うが、そういうふうにしてある文書は他にあるか。

(審議官)

逆に、「廃棄しなければならない」とするのも、手間暇をかけさせると思う。この原案は、先ほど局長が申したように、自ら処分することを妨げないよう、という意図で書いたもので、返却しなくてもいいですよと読めるように法令を改正すればいいのでは、と考えていた。

(松尾座長)

自らが処分しなさいという作為を求めるか、返さなくていいということでとどめておくということか。

(審議官)

おっしゃるとおりだと思います。一方で、先ほど話が出た悪用について、(事務局に)厚労省は、今まで具体的な悪用の事例があったと言っていない。

(事務局)

厚労省の方にもお聞きしたが、具体的な例というのは挙げていただけていない。

(審議官)

そういうこととの兼ね合いで条文をどう書くか、だと思います。

(局長)

座長、例えば、有効期限切れとなった何々証の処分については、返却を不要とするよう見直すこと、そういう形であっせん文を書いてみて、厚労省の検討を早めた方がいいように思うが、いかがか。

(梶田委員)

その方が厚労省の方で考える幅があると思う、具体的な文章に落とすときに。

(松尾座長)

有効でないものについて、旧来の所持者に所持させたままにしておくという点について問題はないのか。つまり、返却を不要とするということを書いては駄目なのか。それをどうするか、ハサミを入れようが、焼いてしまおうが。

(梶田委員)

今まで書いてあることと全然違うことを書くことになってしまうので、若干心理的な抵抗があるのかなという感じもする。

(松尾座長)

単に返却は不要とする、返却することを要しないと規則か何かに書いてしまえば、相当多くのこういう文書が本人の手元に山ほど残ってしまうけれども、それでもいいだろうと割り切ってしまうと、有効期限が切れたものは返却を要しないと、いろいろなところに書かれるのではないか。

(局長)

あっせんとしてはいかがか。返却を不要とすることができるよう見直すこと、としてはどうか。

(梶田委員)

こちらのあっせん文に具体的にどう書くかということか。向こうが省令にどう書くかというのは、向こうのいろいろな事情があるかと思うので、今のような書き方であれば、向こうも少し書き方に幅があるかと思う。

(松尾座長)

返却を要しないと書いてくれれば、期限のある古い身分証明書類が山ほど国民の手元には残ってしまうけれども、悪用のリスクがないわけではないけれども、それほどのことはないだろうということになると、それでもいい。

(審議官)

古い保険証を病院に持って行っても使えず、古い運転免許証を見せても「期限が過ぎているじゃないか」と言われてしまうので、少なくともこれらの証明書の目的での悪用はあり得ないと思う。

(松尾座長)

記念として持っていたい人もいるだろう。そこまでは国として関与しなくてもいいと思う。返却を不要とする、期限が過ぎたものをどうするかは、持っている人の自由にしてもらう。

(局長)

そうすると、返却を不要とするよう見直す、今は必要としているから不要とするよということなので、条文がどういう形になるか分からないが、不要とするという内実であるということであっせんさせていただく、そういう形で事務を進めさせていただくということによろしいか。

(松尾座長)

異存なし。

(2) 審議事案（継続案件）

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について（第 118 回及び第 119 回付議案件）

(松尾座長)

これについてはさらに資源エネルギー庁と議論していただくということで先送りになるがよろしいか。

(事務局)

実務の実態を把握するなど、引き続き検討する。

(3) 結果報告

金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（第 115 回、第 116 回及び第 118 回付議案件）

- ・ 事務局から、あっせん・改善措置状況について説明し、特段の意見はなかった。

標準報酬改定に係る決定書の教示事項について（第 117 回及び第 118 回付議案件）

- ・ 事務局から、あっせん・改善措置状況について説明し、特段の意見はなかった。

(4) その他（活動状況の報告）

育児休業給付金の受給期間延長申請について（第 118 回及び第 119 回付議案件）

- ・ 事務局から、作業状況について説明し、速やかにあっせんを行うこととなった。

以 上